

大阪市立神津小学校

PTA 規約

(令和8年2月1日 改正予定)

大阪市立神津小学校

大阪市立神津小学校 PTA 規約

第 1 章 名称

第 1 条

この会は、大阪市立神津小学校 PTA という。この会は、事務所を神津小学校内に置く。

第 2 章 目的

第 2 条

この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長発達を助け、学校教育の発展をはかることを目的とする。

第 3 章 活動

第 3 条

この会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1.学校と家庭との連絡を密にし、児童の保護善導、児童の成長発達を助ける。
- 2.家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。
学校施設および設備を拡充し、学校教育の充実をはかる。
- 3.教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにし、
教養を高め親睦をはかる。
- 4.児童・生徒の交通安全をはかり、郊外生活における善導に努める。
- 5.教職員と保護者、及び保護者相互の連絡と親睦をはかる。
会員相互の意識向上、連絡、親睦をはかるため広報活動をおこなう。
- 6.会員の保健衛生に対する理解を深め、学校の保健事業に協力する。
- 7.地域における会員相互の連絡と親睦をはかり学校との連絡に努める。
- 8.地域内の関係団体・機関およびそれらの活動に協力し、社会環境の改善に努める。また、地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るように努める。
- 9.その他本会の目的達成に必要な活動。

第4章 方針

第4条

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1.児童の教育、福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2.特定の政党や宗教にかたよる活動、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 3.この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4.この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、または干渉を受けない。
- 5.学校の教育方針及び人事、ならびに管理には干渉しない。
- 6.PTA活動における児童への記念品や行事参加についてはPTA活動の理念や目的に沿って、PTA入会の有無に関わらず全ての児童の成長発達のため、公平に対応する。
- 7.この会は、個人情報に関する法令等を守るとともに、取得・保持する個人情報については、PTA規約に記載された目的と活動のためにのみに使用する。

第5章 会員

第5条

この会の入会対象となる者は、次のとおりである。

- 1.この学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者（以下「保護者」とする）。
- 2.この学校の教職員。

第6条

任意加入の原則として、この会への加入は、保護者および教職員の自由意志によるものとする。

第7条

会の運営の基本として、この会は保護者及び教職員の協力によって運営される団体であるため、未加入者の増加や会員数の著しい減少により、活動の実施や継続が困難となる場合がある。

第8条

この会は、入会申込書の提出をもって入会とする。

第9条

この会の会員は、すべて会費を納入する義務を有する。

第10条

この会からの退会を希望するものは、学校に問い合わせ、退会届に必要事項を記入し、提出する。

第 6 章 経理

- 第 11 条 この会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金によって支弁される。
- 第 12 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 13 条 この会の資産は、すべて第 2 条および第 3 条にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。
- 第 14 条 この会の会費は、児童 1 人につき月額 1 口 350 円とする。
(可能な限り) 、2 口以上の申し込みをお願いする。
- 第 15 条 この会の経理は、会計監査を経て、全員に報告されなければならない。
- 第 16 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 役員とその選挙

- 第 17 条 この会の役員は、次のとおりである。
- | | | |
|-------|-------|-----------|
| 1.会長 | 1 名 | 保護者 |
| 2.副会長 | 2~4 名 | 保護者 |
| 3.書記 | 2~3 名 | 保護者または教職員 |
| 4.会計 | 2~3 名 | 保護者 |
- 但し、役員は、男女を問わない。そして他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。
- 第 18 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、同じ役員の職については、1 回に限り再任を妨げない。
- 第 19 条 役員の選挙及び就任は、次のとおり行われる。
- 1.5 名の委員からなる役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を次の方法によってつくる。
 - (1)保護者の中から、3 名の指名委員を選出する。
 - (2)教職員の名から、2 名の指名委員を選出する。
 - 2.指名委員は、次年度の役員の候補者になることができない。
 - 3.指名委員会は、各役員別に候補者をあげ、役員選挙の少なくとも 5 日前までに、全会員に知らせる。
1 ~ 3 の項目にあてはまらない場合は、抽選をする。
 - 4.候補者の指名は、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。

5.役員は、4月の総会において、承認する。

6.役員は、5月1日より就任する。

第 20 条

会長に欠員を生じた時は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 役員の資格とその任務

第 21 条

この会の目的、ならびに方針について、充分な理解を持っている会員で、公選による公職者でない者は第7章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第 22 条

会長は、次の職務を行う。

1.総会、役員会を招集し、会議の議長となる。

2.他の役員及び校長の意見を聞いて、特別委員会（指名委員会を除く）の委員長を任命する。

3.役員会の承認を得て、特別委員会（指名委員会を除く）の委員を任命する。

4.この会の資産を管理する。

5.この会の活動に関する臨時的な応援人員を、必要に応じて全会員に募集することができる。

第 23 条

副会長は、会長及び書記・会計・会計監査委員会・特別委員会を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第 24 条

書記は、次の職務を行う。

1.総会、役員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要な事項を記録する。

2.記録、通信、その他の書類を保管する。

第 25 条

会計は、次の職務を行う。

1.総会が決定した予算に基づいて、いつさいの会計事務を処理する。

2.年間会計に基づく活動に必要な収支の予算を立案する。

3.会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。

4.会計監査をうけて、会員に報告する。

5.必要があれば、補正予算を立てる。

第 26 条

役員は、第3章に基づく事業計画の立案や推進、運営を担う。

第 9 章 会計監査委員会

- 第 27 条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
会計監査委員長の外、1～2 名の委員を置く。
- 第 28 条 会計監査委員長の選挙及び就任は、第 15 条に準じて行う。
会計監査委員長は、1～2 名の委員を選任する。
- 第 29 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間 1 回以上全会員にその結果を報告する。
- 第 30 条 会計監査委員の任期は、1 年とする。

第 10 章 総会

- 第 31 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第 32 条 総会の定足数は、全会員世帯数の五分の一とする。
決議は出席者の過半数の同意を要する。
- 第 33 条 役員会が必要と認めた時、または会員の五分の一以上の要求があつたときには、会長はいつでも総会を招集する。
- 第 34 条 総会は年間 2 回以上開催する。
- 第 35 条 この会の年間事業計画及び予算の審議決定、ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第 11 章 役員会

- 第 36 条 役員会は、この会の役員、会計監査委員、特別委員会、及び校長、教頭をもって構成される。
- 第 37 条 役員会の任務は、次のとおりである。
- 1.会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
 - 2.立案された事業計画を審議検討する。
 - 3.総会に提出する議案を調整する。
 - 4.必要ある時は、特別委員会を設ける。
 - 5.その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。
- 第 38 条 役員会は、年間 3 回以上定例会を開催する。
役員会の定足数は、構成員数の二分の一とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 12 章 特別委員会

第 39 条

この会の特定の目的を遂行するために、必要ある時は、特別委員会を設けることができる。

特別委員会は、その任務を終わるとともに、自動的に解散する。

第 13 章 改正

第 40 条

この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は事前にその内容を全会員に知らせておかねばならない。

・昭和 61 年 4 月 18 日一部改正

・平成 7 年 4 月 25 日一部改正

常置委員会編成

・平成 9 年 12 月 9 日一部改正

・平成 11 年 4 月 17 日一部改正

・平成 27 年 5 月 23 日一部改正

・平成 28 年 1 月 28 日一部改正

・平成 30 年 4 月 20 日一部改正

・令和 8 年 2 月 1 日一部改正予定